

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）

令和6年10月現在

NO.1

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
広報紙を毎月配布することに対して	広報よこすか・県のたより配布手数料 1部につき 11円（広報よこすか） 1部につき 8円（県のたより）	・申請受付 9月・3月 ・交付時期 11月（4月～9月分） 5月（10月～3月分）	「広報よこすか等配布部数報告書」 ※8月末・2月末に町内会長あて送付します。 担当は 広報課 TEL046-822-9676
子供たちの健全な育成を図るため、広場を維持し管理することに対して	チビッコ広場整備費交付金 ①遊具を増設したり取り替えようとするとき 上限30万円	・申請受付 随時 ・交付時期 随時	・申請書 ・見積書 ・現場写真 ・領収書 ・実施報告書 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333
	チビッコ広場管理費交付金 ②遊具の補修など広場の管理に、その面積や遊具数に応じて年額6万円～13万円を交付します。	・申請受付 4月1日～4月末日 ・交付時期 5月頃	・申請書 ・収支予算書 ・決算書 ・実績報告書 ・請求書 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333
公園などの清掃美化活動に対して	①公園清掃報償金 公園の清掃・除草を実施する広さにより年額36,000円～110,800円を交付します。	・申請（新規） 4月～1月（翌年度より対象） ・交付時期 11月中旬（4月～9月分） 4月下旬（10月～3月分）	・公園清掃実施申出書 ・作業実施報告書（9月・3月） 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333
	②公園内便所清掃報償金 便所清掃1回につき 1,200円 週4回実施	・申請（新規） 4月～1月（翌年度より対象） ・交付時期 各月末締め、翌月払い	・公園内便所清掃実施申出書 ・作業実施報告書（各月ごとに提出） 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333

NO.2

区	分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
資源の有効な活用を図るための 資源回収活動に対して	資源回収実施団体奨励金 奨励金は、重量により 4 円／kg の額を差しあげます。	・ 申請受付 随時 ・ 交付時期 8 月 （4・5・6 月分） 11 月 （7・8・9 月分） 2 月 （10・11・12 月分） 5 月 （1・2・3 月分）	資源回収実施報告書の提出 	

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）

令和6年10月現在

NO.3

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類														
自主防災組織または 自主防災会が ・防災器材、防災服及 び非常用備蓄食料を 購入することに対し て	防災器材等整備費補助金 補助率と補助基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">補助率</th><th colspan="2">基準額</th></tr> <tr> <th>防災器材</th><th>防災服</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織</td><td>8割</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>自主防災会※</td><td>3割</td><td>800,000</td><td>125,000</td></tr> </tbody> </table>	種別	補助率	基準額		防災器材	防災服	自主防災組織	8割	円	円	自主防災会※	3割	800,000	125,000	・申請受付 6月上旬から11月下旬 ・交付時期 申請受付後	・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・見積書等 ・防災器材保有数調査表 ・事務連絡票 ・自主防災組織編成表（任意） 担当は 危機管理課 TEL046-822-9620
種別	補助率			基準額													
		防災器材	防災服														
自主防災組織	8割	円	円														
自主防災会※	3割	800,000	125,000														
自主防災組織が ・自主防災訓練をする ことに対して	自主防災訓練報償金 (1) 報償金・・・参加人数×200 円 (2) 加算金・・・1種類以上の訓練を、自主防災組織が主体的に（消防等の指導なし）実施した場合、次の額を加算します。 参加人数×100 円 (3) 上限額・・・1回の訓練における、1自主防災組織あたりの上限額は次のとおりです。 ・主体的な訓練 60,000 円 （参加人数 200 人分） ・上記以外の訓練 40,000 円 （参加人数 200 人分） ※報償金の上限は 200 人分ですが、それを超える参加人数の訓練を抑制するものではありません。	・訓練受付 随時 ・交付時期 訓練実施日から 1～2ヶ月後	・事前に所轄の消防署に相談し、自主防災訓練実施届を提出してください。 ・請求手続き及び支給額に関する件 →担当は 管轄の消防署 ・報償金振込みに関する件 →担当は 危機管理課 TEL046-822-9620														

※自主防災会 自主防災組織に所属する一定規模（100 戸以上）を有する共同住宅を単位として組織した団体

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
避難所運営委員会 （自主防災組織等で 構成される団体）が ・運営委員会の活動に 係る経費に対して	避難所運営委員会活動費補助金 補助額 50,000 円／年度（限度額）	・申請受付 4月上旬から11月下旬 ・交付時期 申請受付後	・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事務連絡票 ・避難所運営委員会組織編成表 ・見積書等 担当は 危機管理課 TEL046-822-9620

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
町内会・自治会等が 街路防犯灯を管理 することに対して ※全ての防犯灯を市 に移管している場合 は、申請は不要です。	街路防犯灯管理費補助金 ・電気料金、街路防犯灯の維持管理(管球・自動点滅器の交換など)に必要な費用 を補助 補助単価(1灯当たり・限度額) ①20W蛍光灯等 6,657 円 ②FHP32W蛍光灯 7,207 円 ③36W蛍光灯等 9,999 円 ④LED灯 (10VA 以下) 2,468 円 ⑤LED灯 (10VA 超) 3,814 円 ※補助単価は毎年見直しがあります。 ※年間実績額が補助額を下回ったときは、当該分をお戻しいたしますので、ご承 承ください。	・申請時期 対象となる町内会等に、7月 月上旬に申請書提出を依頼しま す。	・申請書 ・管理灯数内訳表 ・電気料金領収書等 ・街路防犯灯設置位置図、街路防犯灯 一覧表 担当は 市民生活課 TEL046-822-9707
町内会・自治会等が 防犯カメラを設置 することに対して	町内会等防犯カメラ設置費補助金 ・防犯カメラ(レコーダーなど関連機器を含む。)の設置費を補助 ※電気代など維持管理に関わる費用は、補助対象外です。 リースも補助対象となりますが、契約満了時に所有権移転するものに限ります。リー スへの補助を希望される際は、リース期間など、調整させていただく可能性がござ います。 補助率 設置費の9/10 補助上限額 ・ソーラー型(太陽光パネルにより発電された電気を消費して稼働す るもの)300,000 円/基 ・従来型 270,000 円/基	・6月 21 日(金)までに事前協議書 を提出 ※事前協議書の提出にあたって は、その内容について、あらか じめ町内会・自治会等の総会等 において合意を得ておく必要が あります。 ・事前協議の結果に基づき、 8月下旬に交付申請書を提出 ・9月～2月下旬頃までに 工事を実施し、工事完了検査後 に補助金を交付	(事前協議時) ・事前協議書 ・見積書(1者分) ・カタログ等 ・設置位置図 ・撮影予定範囲がわかる写真 (交付申請時) ・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事前協議結果通知書の写し ・管理責任者等届出書 ・見積書(2者以上) ・設置場所の使用権原を証する書類 ・町内会等の意思決定を証する書類 担当は 市民生活課 TEL046-822-9707

市民生活課では、上記のほか、防犯パトロール・交通安全活動用のジャンパー、ベストや腕章などの地域安全安心活動物品を支給しています。

また、町内会等が街路防犯灯（市に移管していないもの）をLED化する場合、設置費の一部補助をしています。詳しくは、市民生活課 防犯・生活安全係（822-9707）まで
お問い合わせください。

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
町内会・自治会等が 町内会館・自治会館に 太陽光パネルを設置 することに対して	重点対策加速化事業費補助金 ・太陽光パネルや蓄電池を導入する際に必要な費用を補助 補助単価・補助率 ①太陽光パネル 50,000 円/kW ②蓄電池 本体価格及び工事費の1/3 ※国からの交付金を原資としているため、国の補助金との併用は出来ません。 ※蓄電池は、太陽光パネルと同時に導入した場合に限り対象となります。 (蓄電池単独での設置は交付対象外) ※「発電した電力量のうち、一定の割合を自家消費すること」、 「蓄電システム費用の単価が設定金額以下であること」等、設備に応じて要件が ございます。事前に担当までご相談ください。	・申請受付 令和7年1月31日までに 申請に必要な書類一式を提出 ・交付時期 工事を実施し、 令和7年2月28日までに 実績報告書を提出した後に 補助金を交付	【交付申請時】 ・交付申請書 ・役員等氏名一覧表 ・設置費用の根拠となる書類 ・設備容量等が分かる書類 ・配置図 ・直近1年の月別電力消費量が分かる資料 ・想定される月別発電量が分かる資料 【実績報告時】 ・実績報告書 ・施工前後の写真 ・契約行為を行ったことが分かる書類 ・工事費用の支払いを確認できる書類 ・次のデータが分かる書類 - ー発電量 - ー発電した電気の消費量 担当は 都市戦略課 TEL046-822-8524